

令和7年度農業経営を支える人材育成事業公募要領

第1 事業目的

「稼げる農業」の実現に向け、本県農業をけん引する大規模経営体の更なる発展には、経営主自身の経営管理能力の向上とともに、経営主を支える従業員等の人材を育成していく必要があります。

本事業では、県内の農業法人等が、新たに経営の多角化や規模拡大等の経営発展に向けた取組を行う際に必要となる専門知識や技能を習得させるための人材育成の取組や、これらに関連する業務の効率化、評価制度の新設、人材確保、情報発信に関する取組を支援します。

本事業の内容については、この公募要領のほか、農業経営を支える人材育成事業補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）及び農業経営を支える人材育成事業実施要領（以下、「実施要領」という。）をご参照ください。

第2 事業内容等

1 事業内容

経営発展に向けた新たな取組（経営の多角化、経営の規模拡大及び経営管理の高度化をいう。以下同じ。）を行うために必要な以下の取組を支援します。ただし、（1）の取組は必須とします。

（1）人材育成の取組【必須】

経営発展に向けた新たな取組に必要な専門知識や技能を習得させるため、従業員等を対象に、通常業務と切り離して行う以下の取組を支援します。

ア 職場内訓練

事業実施主体が自ら企画・主催・運営し、かつ、外部講師に謝金を支払って実施する訓練

イ 職場外訓練

外部の教育訓練機関に受講料を支払って受講する訓練（eラーニング・通信制による訓練を含む。）

（2）経営発展に向けた新たな取組に関連して実施する取組

経営発展に向けた新たな取組に関連して実施する以下の取組を支援します。

ア 業務の効率化 経営管理に係るシステム導入等

イ 評価制度の新設 評価制度の新設や改善等

ウ 人材確保 求人サイトへの掲載等

エ 情報発信 ホームページやパンフレットの作成等

2 事業実施主体の要件

- （1）県内に事業所をおく農業法人又は農業者であること。
- （2）認定農業者であること。
- （3）直近の決算書における農産物の売上高（原則として、収入の安定に係る補助金収入を含む。）が5,000万円以上であること。
- （4）事業実施主体の公表や広報活動等への協力に同意すること。

3 専門知識や技能を習得させる人材の基準

次のいずれかに該当する者とします。

- (1) 事業実施主体と期間の定めがない雇用契約（書面による）を締結する被雇用者
- (2) 事業実施主体から専従者給与の支払いを受けており、かつ、主に事業実施主体の業務に従事している者。

第3 事業実施期間

事業実施期間は、交付決定の日から令和8年3月31日までです。

第4 補助対象経費及び補助率

1 補助対象経費

補助対象経費（消費税及び地方消費税は含まれません。）は以下のとおりです。また、その下限額は（1）及び（2）を合わせて20万円です。

(1) 人材育成の取組【必須】

ア 従業員等の訓練に要する経費

講師謝金、講師旅費、会場使用料、教材費、入学料、受講料等

イ 訓練期間中の賃金（ただし、eラーニング・通信制の訓練の場合は除く。）

(2) 経営発展に向けた新たな取組に関連して実施する取組

ア 業務の効率化 システム導入費、作業委託費等

イ 評価制度の新設 専門家に支払う謝金・旅費等

ウ 人材確保 求人サイト掲載料、イベント参加料、旅費等

エ 情報発信 製作費、印刷費等

2 補助率等

補助率は1/2以内（ただし、訓練期間中の賃金は定額（1人1時間当たり1,000円））、補助上限額は50万円です。

第5 応募方法等

1 公募期間

令和7年7月31日（木曜日）から令和7年8月29日（金曜日）午後5時まで

2 応募書類

(1) 協議書 (実施要領 別記様式第1号※)

(2) 実施計画書 (実施要領 別記様式第2号※)

(3) 農業経営改善計画の認定書及び農業経営改善計画の写し

(4) 訓練を受けさせる従業員等を雇用等していることを証する書類の写し

(例) 被雇用者…雇用契約書（労働条件通知書）の写し

専従者…青色事業専従者給与に関する（変更）届出書の写し、専従者給与の支払明細書等

(5) 直近の決算書の写し

(6) 人材育成の取組及び経営発展に向けた新たな取組に関連して実施する取組の内容が分かる書類

(7) 経費の算定に関する根拠資料

(8) 採択基準ポイント表において配点する項目に関する根拠資料

- ア 経営理念や経営方針が分かる書類
- イ 就業規則の写し ※労働基準監督署の受付印（電子を含む。）があるもの
- ウ 定款
- エ 雇用保険の加入を証する書類の写し

（注）公共職業安定所の受理印があるもの

電子申請の場合、申請受理や審査結果通知など受理されたことが分かるもの

- オ 役付・技能・資格手当等を定めていることが分かる書類
- カ 人材育成計画を定めていることが分かる書類
- キ 人事評価制度を定めていることが分かる書類

※千葉県ホームページから応募様式をダウンロードしてください。

ホーム ＞ しごと・産業・観光 ＞ 農林水産業 ＞ 農林水産政策 ＞ 担い手支援 ＞ 農業経営を支える人材育成事業について ＞ 令和7年度農業経営を支える人材育成事業の公募について [ページ番号：769981]

3 応募方法

（1）応募締切

令和7年8月29日（金曜日）午後5時必着

（2）提出先及び提出方法

第7に記載の所轄の農業事務所企画振興課に電子メール等でご提出ください。

※電子メールで提出する場合、受信確認のため、提出先の農業事務所企画振興課に応募書類を提出した旨を電話でご連絡ください。また、各提出先で送受信可能な容量は約7.2MBのため、これを超える場合は、複数通に分割する等によりご対応ください。

※電子メールを使用できない方はご相談ください。

（3）提出に当たっての留意事項

- ア 必要な書類が全て揃っているか、提出前に必ずご確認ください。
- イ 県は、提出のあった応募書類を本事業の審査及び補助金交付手続きにのみ利用し、個人情報の保護に関する法律に基づき、適正に管理します。

第6 実施計画の承認

知事は応募書類を審査し、実施要領別表2の採択ポイント基準により算出した合計ポイントが上位の実施計画から順に予算の範囲内で採択します。

その後、採択された実施計画の事業実施主体には実施計画を承認する旨を、それ以外の者には採択されなかった旨を、それぞれ通知します。

第7 補助金の交付に必要な手続き等

1 交付申請～交付決定

実施計画を承認した旨の通知を受けた事業実施主体は、交付要綱第3条に定める交付申請書（交付要綱 別記様式第1号）を作成し、添付書類を添えて所轄の農業事務所企画振興課へご提出ください。その後、知事は交付申請書を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、事業実施主体に通知します。事業実施主体はその通知日以降、補助事業を開始することができます。

2 実績報告～補助金交付

(1) 実績報告

事業実施主体は、事業完了の日から起算して 30 日を経過した日又は令和 8 年 3 月 31 日のいずれか早い期日までに、交付要綱第 7 条に定める実績報告書（交付要綱 別記様式第 4 号）を作成し、添付資料を添えて所轄の農業事務所企画振興課へご提出ください。

(2) 知事は、実績報告書を審査し、補助事業が適正に実施されたことを認めたときは、補助金額を確定し、事業実施主体に通知します。

(3) (2) の通知を受けた事業実施主体は、交付要綱第 8 条に定める交付請求書（交付要綱 別記様式第 5 号）を作成し、所轄の農業事務所企画振興課へご提出ください。

(4) (5) の交付請求書に基づき、県は事業実施主体へ補助金を交付します。

第 7 書類提出先

事業実施主体の所在市町村	提出先	電話番号、メールアドレス
千葉市、習志野市、市原市、八千代市	千葉農業事務所 企画振興課	043-300-1985 chibakikaku(at)mz.pref.chiba.lg.jp
市川市、船橋市、松戸市、野田市、 柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市	東葛飾農業事務所 企画振興課	04-7143-4122 hkn-kikaku(at)mz.pref.chiba.lg.jp
成田市、佐倉市、四街道市、八街市、 印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町	印旛農業事務所 企画振興課	043-483-1129 inbakikaku(at)mz.pref.chiba.lg.jp
香取市、神崎町、多古町、東庄町	香取農業事務所 企画振興課	0478-52-9192 katoriacks(at)mz.pref.chiba.lg.jp
銚子市、旭市、匝瑳市	海匝農業事務所 企画振興課	0479-62-0156 kaitiiki(at)mz.pref.chiba.lg.jp
東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、 芝山町、横芝光町	山武農業事務所 企画振興課	0475-54-1122 san-kikaku(at)mz.pref.chiba.lg.jp
茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、 長柄町、長南町	長生農業事務所 企画振興課	0475-22-1751 chouseiafc02(at)mz.pref.chiba.lg.jp
勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町	夷隅農業事務所 企画振興課	0470-82-4956 isuminou(at)mz.pref.chiba.lg.jp
館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町	安房農業事務所 企画振興課	0470-22-7131 awa-kikaku(at)mz.pref.chiba.lg.jp
木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市	君津農業事務所 企画振興課	0438-25-0107 kiminou-k(at)mz.pref.chiba.lg.jp

※メール送信の際は、上記メールアドレスの (at) を @ に置き換えてください。

※特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づき、上記の電子メールアドレスへの広告宣伝メールの送信を拒否します。

第 8 お問い合わせ先

(1) 千葉県農林水産部担い手支援課経営体育成班

電話：043-223-2905、メール：ninaite06(at)mz.pref.chiba.lg.jp

(2) 所轄の農業事務所企画振興課